

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	仁淀川町

第 5 次仁淀川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	仁淀川町役場 農林課
所 在 地	高知県吾川郡仁淀川町大崎 200 番地
電 話 番 号	0 8 8 9 - 3 5 - 1 0 8 3
F A X 番 号	0 8 8 9 - 3 5 - 0 5 7 1
メールアドレス	nourin@town.niyodogawa.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、カラス類、ハト類、サギ類、カワウ、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、キツネ、シカ
計画期間	令和５年度～令和７年度
対象地域	高知県 仁淀川町

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和３年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（ha）	金額（万円）
イノシシ	果 樹	0.05	15.0
	野 菜	0.71	13.3
	いも類	0.63	9.0
	工芸作物	0.01	0.4
サル	果 樹	0.10	1.7
	野 菜	0.87	9.7
	いも類	0.15	2.5
カラス類、ハト類 サギ類、カワウ	野 菜	0.30	1.6
ノウサギ ハクビシン	果 樹	0.20	2.0
	野 菜	0.60	0.1
タヌキ アナグマ キツネ	野 菜	0.90	2.1
シカ	—	—	—

(2) 被害の傾向

・イノシシ

町内全域で通年発生しており、特に野菜、果樹、いも類の食害が多い。また、民家の近くでも出没するようになり、石垣を崩すなど人的被害の発生する危険性も高くなっている。

・サル

町内全域で通年発生しており、目撃情報も多く、単独・群れで出没し、被害地区が増大している。特に果樹や野菜の食害が多い。

・カラス類、ハト類、サギ類、カワウ

鳥類による被害は標高のある一部の地域で発生しており、6月から9月にかけて夏野菜の食害が多い。

・ノウサギ、ハクビシン

町内全域で通年発生しており、野菜や果樹の食害が多い。

・タヌキ、アナグマ、キツネ

町内全域で通年発生しており、特にタヌキは目撃情報・捕獲頭数も多く野菜や果樹の食害が多い。

・シカ

町内全域で発生しており、杉・桧の食害が出ている。また、近年では目撃情報も多く、町内での捕獲頭数が増加している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
被害面積(ha)	2.72	1.90
被害金額(万円)	43.0	30.1

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲許可、狩猟免許試験周知 捕獲報奨金の支給新規狩猟者に対する助成	高齢化等による捕獲従事者の減少
防護柵の設置等に関する取組	防護柵（金網、トタン、ネット等）の設置にかかる原材料費 1 / 2 助成	高齢化により柵の設置作業が困難となっている。

(5) 今後の取組方針

- ・鳥獣被害対策実施隊(平成 24 年度設立)を中心とした、捕獲体制の機能強化を図る。
- ・狩猟免許取得の周知啓発により、新規狩猟者を確保し高齢化等による担い手不足の解消を図る。
- ・有害鳥獣を寄せ付けない集落環境作りとして、防護柵設置の普及を推進し、地域の意識改革を行うことで被害防除体制の機能強化を図る。
- ・町内一斉捕獲体制の確立を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

住民からの被害報告を受け、鳥獣被害対策実施隊員に鳥獣捕獲等許可書を交付し有害鳥獣の捕獲を行う。また、鳥獣被害対策実施隊員のうち、主に対象鳥獣の捕獲に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。

なお、鳥獣被害対策実施隊の体制、規模等については、6 の (3) のとおり。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ	各地域の鳥獣保護管理員、猟友会と連携を図りながら、有害鳥獣捕獲に取り組む。
	サル	
	カラス類、ハト類、サギ類 カワウ	
	ノウサギ、ハクビシン	
	タヌキ、アナグマ、キツネ	
	シカ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ 個体数が増加しており、農作物への被害や人的被害の危険性が高くなっている為、令和元～令和4年度の平均値を参考とし、令和5年度から240頭とする。 (捕獲頭数：令和元年度240頭、2年度191頭、3年度201頭、4年度309頭見込み) ○サ ル 個体数が増加しており、農作物への被害や人的被害の危険性が高くなっている為、令和元～令和4年度の平均値を参考とし、令和5年度から45頭とする。 (捕獲頭数：令和元年度49頭、2年度44頭、3年度25頭、4年度45頭見込) ○カラス類、ハト類、サギ類、カワウ 令和元～令和4年度の平均値を参考とし、令和5年度から65羽とする。 (捕獲頭数：令和元年度72羽、2年度83羽、3年度56羽、4年度60羽見込) ○ノウサギ、ハクビシン 個体数が増加しており、農作物への被害が深刻な為、令和元～令和4年度の平均値を参考とし、令和5年度から100頭とする。 (捕獲頭数：令和元年度98頭、2年度99頭、3年度109頭、4年度120頭見込) ○タヌキ、アナグマ、キツネ 個体数が増加しており、農作物への被害が深刻な為、令和元～令和4年度の平均値を参考とし、令和5年度から300頭とする。 (捕獲頭数：令和元年度260頭、2年度218頭、3年度164頭、4年度450頭見込) ○シカ 植林被害拡大により、捕獲平均値を参考とし令和5年度より40頭とする。 (捕獲頭数：令和元年度26頭、2年度31頭、3年度46頭、4年度50頭見込)

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	２４０	２４０	２４０
サル	４５	４５	４５
カラス類、ハト類、サギ類カワウ	６５	６５	６５
ノウサギ、ハクビシン	１００	１００	１００
タヌキ、アナグマ、キツネ	３００	３００	３００
シカ	４０	４０	４０

捕獲等の取組内容
猟友会に対して、町単独の捕獲報奨金を支払い有害鳥獣の捕獲を促進している。 捕獲報奨金 イノシシ 10,000 円、サル成獣 22,000 円・幼獣 29,000 円、シカ 20,000 円、その他の鳥獣 2,000 円

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
該当なし	該当なし

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(１) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ・トタン柵等 1,100m	ワイヤーメッシュ・トタン柵等 1,100m	ワイヤーメッシュ・トタン柵等 1,100m

(2) その他被害防止に関する取組

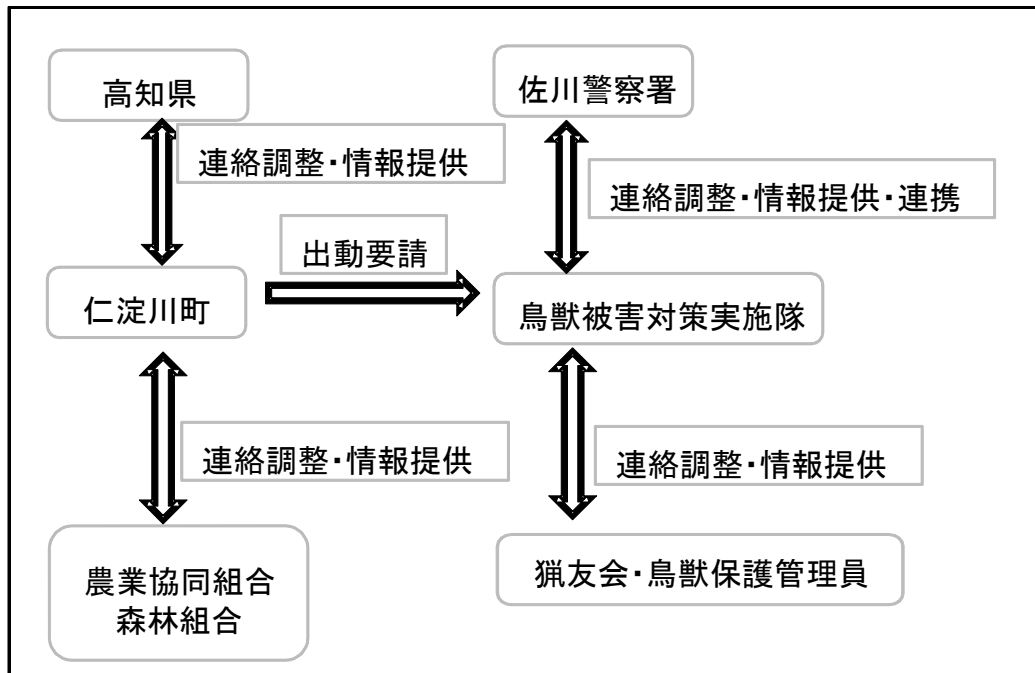
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ、サル カラス類、ハト類、サギ類、 カワウ ノウサギ、ハクビシン タヌキ、アナグマ、キツネ シカ	①猟友会、関係機関等と協議を 重ね有効策の検討をすると 共に、実現に向け取り組む。 ②無意識の餌付けの注意喚起 ③耕作地周辺の見通し確保 ④放任果樹の撤去

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動
猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
森林組合	地域巡回、情報収集・提供
仁淀川町	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
佐川警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	仁淀川町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
猟友会	有害鳥獣に関する情報提供・捕獲の実施
鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する情報提供・捕獲の実施
農業協同組合	地域巡回・被害等の情報提供
森林組合	地域巡回・被害等の情報提供
仁淀川町	事務局担当：協議会に関する連絡・調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
該当なし	該当なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成 24 年 9 月 13 日設立

任期：1 年間

構成：隊長 1 名及び地区隊長 5 名を置く

規模：池川地区隊 50 名 大崎地区隊 26 名 名野川地区隊 25 名
森地区隊 16 名 長者地区隊 29 名 合計 146 名（令和 3 年度）

実施隊が行う被害防止施策：

集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、生息・被害調査、広報、啓発等

事務局：仁淀川町役場 農林課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害が大きい有害鳥獣並びに地区ごとに一斉捕獲計画を策定して、効果的な被害軽減を目指す。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、捕獲者各自で埋設または食用として処理を行う。

8. 捕獲等した対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

施設整備にかかる建設費用または運営費用等について、町単独では不可能であり、広域市町村の連携による取り組みでの利用推進でないと困難である。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・対象鳥獣が住宅地等に現れた場合は、前頁の「緊急時の連絡体制」により対処する。
- ・不適切な電気柵の設置を発見した場合は、関係機関より設置者へ指導する。